

SDGs 企業登録事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尼崎市（以下、「市」という。）が、SDGs 達成に資する取組を行うことを宣言した企業や団体等を「あまがさき SDGs パートナー」及び「あまがさき SDGs リーディングパートナー」として登録・周知するとともに、SDGs パートナー等と連携して、市内の SDGs 達成に向けた取組を推進することにより、当該 SDGs パートナーの企業価値の向上や競争力の強化等及び持続的なまちづくりの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) SDGs (Sustainable Development Goals) 2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標
- (2) あまがさき SDGs パートナー 本要綱において SDGs 企業登録が完了した者。また、SDGs の達成に向けた取組を主体的に実施し、市における持続的なまちづくりの実現に貢献する者
- (3) あまがさき SDGs リーディングパートナー 本条第2号に定めるあまがさき SDGs パートナーのうち、第1条に定める趣旨及び市内の SDGs 達成に向けた先導的な役割を担うことに賛同し、且つ、第4条第2項に定める要件を満たした上で、市の審査に基づき、本要綱において SDGs 企業登録が完了した者
- (4) SDGs パートナーミーティング 第1条に定める趣旨に基づき、SDGs パートナー・市・その他関係者等が参加し、SDGs 取組の紹介や意見交換等を行うために開催する交流会
- (5) SDGs 学習支援事業 市と SDGs パートナーが連携して取り組む、市内中学校の生徒等を対象とする SDGs に関する出張授業及び事業所見学等
- (6) 電子地域通貨「あま咲きコイン」 専用アプリ・カードを利用して、チャージ又は SDGs の達成につながる市の事業等に参加することでポイントをためることができ、市内取扱加盟店で1ポイント1円として繰り返し利用できるキャッシュレス決済サービス
- (7) あま咲きコイン発行店制度 法人・個人事業主等が、前号に定めるポイントを活用し、自主開催するイベントへの来場特典や、従業員への福利厚生の提供など、様々な方法で独自にポイントを発行できる制度（市に対して、利用申請及びポイント発行分の原資相当額を支払う必要があるもの）
- (8) 市情報ポータルサイト「アマポータル」 市内事業者のビジネスや採用に関する情報

を発信し、事業者同士のビジネスマッチングや、雇用・就労活動の促進を目的に市が運営・管理する、市内の「働く方・働きたい方」と「事業者・起業したい方」を応援する情報ポータルサイト

(登録の名称)

第3条 この要綱による登録は「SDGs 企業登録」と称する。

(登録対象者)

第4条 SDGs 企業登録（以下、「登録」という。）を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に本社又は支社等を有し、市内において事業活動を行う法人、個人事業主等
- (2) 市税の滞納をしていない者
- (3) SDGs 達成に向けた取組を、「経済・社会・環境」の3側面全てにおいて取り組んでいる又は登録後に取り組む予定である者

2 あまがさき SDGs リーディングパートナーの登録対象者は、前項の要件を満たし登録を受けたあまがさき SDGs パートナーであって、且つ、第5条第2号に定める登録の申請を行う日までの前2年間に於いて別表に定める取組を行い、1項目以上の取り組みを実施した区分数の合計が4つ以上である者とする。

(登録の申請)

第5条 登録を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。但し、市長が認める場合には、他の事実確認書類にて代替できるものとする。

- (1) あまがさき SDGs パートナーの場合
 - (ア) あまがさき SDGs パートナー登録申請書（様式第1号）
 - (イ) あまがさき SDGs パートナー宣言書（様式第2号）
 - (ウ) 会社概要及び事業内容が確認できる資料
 - (エ) SDGs の取組が分かる資料(既に SDGs に取り組んでいる場合)
 - (オ) 履歴事項全部証明書（発行後3箇月以内のもの。個人の場合は住民票又は登録原票記載事項証明書）
 - (カ) 市税に未納の税額がないことを証明する納税証明書等（発行後3箇月以内のもの。原則、尼崎市税分）
 - (キ) その他市長が必要と認める書類
- (2) あまがさき SDGs リーディングパートナーの場合
 - (ア) あまがさき SDGs リーディングパートナー登録申請書（様式第8号）

- (イ) あまがさき SDGs パートナー登録書（様式第 3 号）の写し（有効期間中のもの）
- (ウ) その他市長が必要と認める書類

（登録の決定）

第 6 条 市長は、前条の登録申請書を受理し、その内容が登録要件を満たすと認めるときは、あまがさき SDGs パートナー登録書（様式第 3 号）又はあまがさき SDGs リーディングパートナー登録書（様式第 9 号）を交付するとともに、別に定める登録マークの使用を認めるものとする。なお、認められない場合は、その理由をあまがさき SDGs パートナー不登録通知書（様式第 4 号）又はあまがさき SDGs リーディングパートナー不登録通知書（様式第 10 号）にて通知する。

- 2 前項の登録にあたり、あまがさき SDGs リーディングパートナーにあつては、前条第 2 号の申請内容について、審査を受けるものとする。
- 3 第 1 項の登録をしたときは、市ホームページ等において事業概要及び取組内容を公表する。

（登録の有効期間等）

第 7 条 登録の有効期間は、あまがさき SDGs パートナーにあつては、登録した日から 2 年間とし、あまがさき SDGs リーディングパートナーにあつては、登録した日からあまがさき SDGs パートナーの有効期間の終期までの間とする。

- 2 被登録者は、前項の有効期間を更新しようとするときは、更新の申請を行うものとする。
- 3 被登録者は、更新の申請を行う際、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) あまがさき SDGs パートナーの場合

- (ア) あまがさき SDGs パートナー登録申請書（様式第 1 号）
- (イ) あまがさき SDGs パートナー宣言書（様式第 2 号）
- (ウ) あまがさき SDGs パートナー取組報告書（様式第 5 号）
- (エ) 履歴事項全部証明書（発行後 3 箇月以内のもの。個人の場合は住民票又は登録原票記載事項証明書）
- (オ) 市税に未納の税額がないことを証明する納税証明書等（発行後 3 箇月以内のもの。原則、尼崎市税分）
- (イ) 及び(エ)は、初回登録時から変更がある場合のみ提出することとする。

(2) あまがさき SDGs リーディングパートナーの場合

第 5 条第 2 号の規定を準用する。

- 4 第 6 条の規定は、第 2 項の更新の申請について準用する。
- 5 市長は、前項の規定において準用する第 6 条の規定に基づき更新の登録を行う場合に

において、被登録者が前回の登録の際に 2 年以内に実施を予定していた取組等に着手していないときは、更新の登録を行わないものとする。

(変更の届出)

第 8 条 被登録者は、第 5 条（前条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により申請した内容に変更が生じた場合には、あまがさき SDGs パートナー登録変更届出書（第 6 号様式）又はあまがさき SDGs リーディングパートナー登録変更届出書（第 11 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該変更の内容が、登録に影響を及ぼす可能性があると認めるときは、被登録者に必要な書類の提出を求め、書類による審査を行うものとする。

(登録の取消し)

第 9 条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、被登録者への登録を取り消すことができる。

- (1) 登録の取消しの届け出があったとき。
- (2) 不正な登録の明示があったとき。
- (3) 尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年尼崎市条例第 13 号）第 2 条第 4 号、第 5 号及び第 7 号のいずれかに該当するとき。
- (4) その他登録を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

2 市長は、この要綱に重大な違反をして登録を受け、又は本登録に対する信頼を失墜させる行為を行った者がある場合、直ちに被登録者の受けた登録の取消しを行い、再度の登録申請も拒否することができる。

3 市長は、第 1 項に基づき登録を取り消した場合は、その旨を該当者にあまがさき SDGs パートナー登録取消通知書（様式第 7 号）又はあまがさき SDGs リーディングパートナー登録取消通知書（様式第 12 号）にて通知するものとする。

4 第 1 項の規定により登録を取り消された事業者は、速やかに登録書を返還しなければならない。

(実施の細目)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、主管局長が別に定める。

付 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和5年8月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 既に、従前要綱の適用を受けていたものについては、なお従前の例による。

付 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和5年8月10日から実施する。

(経過措置)

- 2 既に、従前要綱の適用を受けていたものについては、なお従前の例による。

付 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 既に、従前要綱の適用を受けていたものについては、なお従前の例による。

別表（第4条第2項関係）

区分	取組
A	(1) SDGs パートナーミーティングへの参加（出席のみ） (2) SDGs パートナーミーティングへの協力（市等の依頼に基づく登壇等）
B	(1) SDGs 学習支援事業への協力（出張授業） (2) SDGs 学習支援事業への協力（事業所見学）
C	(1) 市・市関連団体等が実施する SDGs に関するセミナー・勉強会・イベントへの参加 (2) 市・市関連団体等が実施する SDGs に関するセミナー・勉強会・イベントへの協力（市等の依頼に基づく講演・登壇等）
D	(1) 市民や市内事業者を対象とする SDGs に関するイベントの主体的な実施
E	(1) 他の SDGs パートナーが市民や市内事業者を対象に実施する SDGs に関するイベントへの参加 (2) 他の SDGs パートナーが市民や市内事業者を対象に実施する SDGs に関するイベントへの協力
F	(1) あま咲きコイン発行店制度の活用によるポイントの発行
G	(1) 市情報ポータルサイト「アマポータル」への事業者情報の登録 (2) 市情報ポータルサイト「アマポータル」へのビジネスマッチング情報の登録 (3) 市情報ポータルサイト「アマポータル」への採用情報の登録
H	(1) その他、市内の SDGs 達成に貢献する取組で、市長が認めるもの